

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業 業務委託仕様書

1 委託事業の目的

本事業は、「三重の日本酒」を海外展開するうえで、世界への情報発信力が高いフランスをターゲットに、G I「三重」のブランド化の推進および販路拡大の取組を支援することを目的としています。

2 事業主体

三重県

3 委託事業名

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業

4 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）

5 委託内容

日本酒の魅力発信・販路拡大を支援するために、G I「三重」の情報や動画等コンテンツを掲載したポータルサイトを構築すること。また、G I「三重」ポータルサイトを活用し、フランスを含む海外のソムリエ・バイヤー等を対象に三重の日本酒を広く発信すること。

(1) G I「三重」ポータルサイトの構築

- ・G I「三重」のブランドの定義や情報を効果的に伝える魅力的なデザインのサイトとすること。
- ・G I「三重」の生産基準、認定酒一覧などG I「三重」の基本情報のほか、販売・商談につなげる情報を掲載すること。
- ・酒蔵および酒造りの様子、職人、味わいなどG I「三重」の日本酒の魅力を深く伝える効果的な酒蔵見学の動画コンテンツを、G I「三重」認定酒蔵26蔵（令和3年4月15日時点）を対象に最低6歳以上を作成し掲載すること。
- ・掲載コンテンツの一つとして、令和2年度に三重県酒造組合において作成した以下の映像等を掲載すること。

	ファイル形式	容量
① ストーリー動画	mp4	131,786KB
② ストーリーブック（日本語.ver）	PDF	158,585KB
③ ストーリーブック（フランス語.ver）	PDF	6,045KB
④ ストーリーブック（英語.ver）	PDF	6,042KB
⑤ テキストブック	PDF	23,299KB

- ・日本語、仏語、英語の3か国語以上の対応とすること。
- ・三重県が指定したホームページにリンクを張り付けること。
- ・以後の維持管理が容易な、簡素なサイトとすること。
- ・受託者においてドメインを取得すること。

・「三重県ウェブアクセシビリティ方針」をふまえ、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすること。

(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide/index.htm>

・受託者がサーバを調達すること。なお、アクセスの負荷、セキュリティを考慮して、日本国内のデータセンターに設置し、信頼度の高いサーバとすることとし、レンタルでも可能とする。

・障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。

・CMSを導入し、県が管理者として、インターネットを通じてコンテンツの管理・更新をすることができるようにすること。その際に、第三者がCMS管理更新画面にアクセスできないように、必要なアクセス制限を行うこと。なお、CMSを導入するページについては、契約後、別途協議を行い決定する。

・セキュリティ機能については、下記のとおりとすること。

① 作成するウェブサイトは、すべての情報に対する暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じること。

② ログイン時に使用するパスワードは暗号化を行うこと。

③ ログインIDによる表示制限または機能制限ができること。

④ ユーザの操作履歴を管理していること。

⑤ 更新中のコンテンツを他のユーザが更新できないような排他機能を有すること。

・動作保障については、以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

① 管理者画面等については、県の利用環境として、Windows10 及び Internet Explorer11 での動作確認を行うこと。

② 一般利用者環境については、特定のブラウザに依存がなく、特に Microsoft Edge、Safari、Chrome、Firefox 等での利用を可能とすること。

③ 言語設定を除き、利用者側の各種OS に依存しないこととし、特にWindows8/10 及び Internet Explorer10 以上、iOS6 以上、Mac OS X、Android4 以上での動作確認を行うこと。

④ スマートフォンやタブレット端末については、iPhone/iPad、Android の一般的な端末機で表示できるよう動作確認を行うこと。

・セキュリティ対策については、下記のとおりとすること。

① 受託者は、本業務委託の実施にあたり、適切なセキュリティ対策を講じること。特に、構築するサイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。

② また、サイトの運用にあたっては、別紙「特記仕様書」を遵守すること。

なお、構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策を万全にし、接続前に必ず県の了解を得たうえで作業を行うこと。使用した機器を持ち出し、再度接続する場合も同様とする。

・契約期間終了後、次にサイトの保守管理業務を担う事業者が円滑に事業を継続できるよう、県が指定するサーバへの移行等を含め誠実に引継ぎ支援を行うこと。

(2) 三重の日本酒のメディア発信

- ・ G I 「三重」ポータルサイト及び三重の日本酒を、フランスを含む海外のソムリエ・バイヤー等が閲覧する SNS や業界紙へ掲載するなど、影響力がある媒体を活用し、効果的な提案をすること。
- ・ SNS 等を活用する場合は P V 数 100 以上、業界紙等へ掲載する場合は、1 紙以上を目標にすること。

(3) その他支援

- ・ 海外に向けた販路開拓及びブランド価値向上をより効果的・効率的に行うため、上記(1)～(2)以外に実施可能な支援（任意）があれば追加で提案すること。

6 著作物の利用及び著作権

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。
- (3) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号及び第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) (7)の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面

により発注者に届けるものとする。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告してください。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

本仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定する。

8 納品する成果品

以下の資料を令和4年3月18日（金）までに、三重県営業本部担当課に紙媒体1部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

(1) 事業実施報告書（A4版・カラー）

(2) 酒蔵見学の動画コンテンツの電子データ（DVDやSDカードなど記憶媒体保存した形で納入）

※「mp4」「avi」「wmv」「mov」のいずれかのファイル形式で保存し提出すること。

※解像度はフルHD以上とすること。

(3) ウェブサイトデータ

(4) ウェブサイト設計書

(5) その他必要と思われる資料

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 委託料の支払方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

14 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。